

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

正後	改正前
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る 米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて (省略)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る 米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて (同左)
記	記
1 確認の対象となる米麦等 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年法律第 113 号。以下「法」という。）第 30 条、第 31 条及び第 34 条に基づき行 われる輸入の対象となる米穀等であって税関に確認を依頼する米穀 等は、次に掲げる物品である。 関税定率法別表の第 1006.10 号、第 1006.20 号、第 1006.30 号、 第 1006.40 号、 <u>第 1102.90 号の三</u> 、第 1103.19 号の四、第 1103.20 号の三の（二）第 1104.19 号の二の（二）第 1104.29 号の二、第 1901.20 号の一の（二）の A 及び（三）第 1901.90 号の一の（二） の A、第 1904.10 号の二の（一）第 1904.20 号の二の（一）及び第 2106.90 号の二の（一）の A に掲げる物品並びに第 1901.90 号の一 の（三）及び第 1904.90 号の一に掲げる物品のうち米の含有量が全 重量の 30% を超えるもの (省略)	1 輸入の対象となる米麦等 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年法律第 113 号。以下「法」という。）第 30 条、第 31 条及び第 34 条に基づき行 われる輸入の対象となる米穀等であって税関に確認を依頼する米穀 等は、次に掲げる物品である。 関税定率法別表の第 1006.10 号、第 1006.20 号、第 1006.30 号、 第 1006.40 号、 <u>第 1102.90 号の（三）</u> 第 1103.19 号の四、第 1103.20 号の三の（二）第 1104.19 号の二の（二）第 1104.29 号の二、第 1901.20 号の一の（二）の A 及び（三）第 1901.90 号の一の（二） の A、第 1904.10 号の二の（一）第 1904.20 号の二の（一）及び第 2106.90 号の二の（一）の A に掲げる物品並びに第 1901.90 号の一 の（三）及び第 1904.90 号の一に掲げる物品のうち米の含有量が全 重量の 30% を超えるもの (同左)
2 税関の確認の時期及び方法 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入す る米穀等の場合については、次によるものとする。 (省略) 確認方法 農林水産省総合食料局（以下「総合食料局」という。）は、米穀等 の輸入を目的とする買入れを委託した者に、支出負担行為担当官	2 税関の確認の時期及び方法 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入す る米穀等の場合については、次によるものとする。 (同左) 確認方法 農林水産省総合食料局（以下「総合食料局」という。）は、米穀等 の輸入を目的とする買入れを委託した者に、支出負担行為担当官

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

正後	改正前
<p>農林水産省総合食料局長（以下「支出負担行為担当官総合食料局長」という。）を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀（等）買入委託契約書」の写しを輸入申告の際に提出させてるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び総合食料局支出負担行為担当官印の押印（印影写し）（別紙 1）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、支出負担行為担当官総合食料局長との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で + 5 % のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>法第 31 条第 1 項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>確認方法</p> <p>総合食料局は、米穀等の輸入者に、支出負担行為担当官総合食料局長を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写しを輸入申告の際に提出させてるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び総合食料局支出負担行為担当官印の押印（印影写し）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、支出負担行為担当官総合食料局長との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で + 5 % のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>（省略）</p> <p>法第 34 条の規定に基づき、納付金を納付して輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>なお、保税工場又は総合保税地域において米穀等を原料として製造された製品を国内に引き取る場合の当該原料米穀等についても本規定は適用されるので留意願いたい。</p>	<p>農林水産省総合食料局長（以下「支出負担行為担当官総合食料局長」という。）を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀（等）買入委託契約書」の写しを<u>交付し</u>、輸入申告の際に提出させてるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び総合食料局支出負担行為担当官印の押印（印影写し）（別紙 1）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、支出負担行為担当官総合食料局長との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で + 5 % のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>（同左）</p> <p>法第 31 条第 1 項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>確認方法</p> <p>総合食料局は、米穀等の輸入者に、支出負担行為担当官総合食料局長を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写しを<u>交付し</u>、輸入申告の際に提出させてので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び総合食料局支出負担行為担当官印の押印（印影写し）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、支出負担行為担当官総合食料局長との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で + 5 % のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>（同左）</p> <p>法第 34 条の規定に基づき、納付金を納付して輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>なお、保税工場又は総合保税地域において米穀等を原料として製造された製品を国内に引き取る場合の当該原料米穀等についても本規定は適用されるので留意願いたい。</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米穀等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>確認方法</p> <p><u>地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、米穀等の輸入者に、当該輸入者から提出された「米穀等輸入納付金納付申出書」（以下「申出書」という。）（別紙 2）に納入告知書番号を記載したもの</u>の写しを交付し、<u>当該申出書の写し及び</u>収納機関（銀行等）が発行する納付金の「領収証書」（歳入徴収官事務規程別紙第 4 号書式の第 1 片）又は<u>地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）</u>が発行する「米穀等輸入納付金領収証明書」（別紙 3）（以下「領収証書等」という。）を輸入申告の際に提出させるので、<u>当該申出書の写し及び当該領収証書等の記載内容（正味数量及び納付金額）</u>と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>なお、</p> <p>ア) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第 8 条第 4 項に基づき、米穀等の輸入者より申出書の変更の申出があった場合（納付金不足額の追加納付の場合）は、<u>地方農政局等は、米穀等の輸入者に、当該輸入者から提出された「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」（以下「変更申出書」という。）（別紙 4）に納入告知書番号を記載したもの</u>の写しを交付し、<u>当該変更申出書の写し及び納付金の領収証書等</u>を輸入申告の際に提出させるので、<u>当該変更申出書の写し及び当該領収証書等の記載内容（正味数量及び納付金額）</u>と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ) 令第 8 条第 6 項に基づき、農林水産大臣が申出書又は変更申出書の記載事項に誤りがあると認め、当該申出又は変更申出に係る納付金の額を決定した場合は、<u>地方農政局等は、米穀等の輸入者に、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知</u></p>	<p>(同左)</p> <p>確認方法</p> <p><u>総合食料局は米穀等の輸入者に納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」（以下「申出書」という。）（別紙 2）の写しを交付し、申出書と収納機関（銀行等）が発行する納付金の「領収証書」（歳入徴収官事務規程別紙第 4 号書式の第 1 片）又は<u>地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）</u>が発行する「米穀等輸入納付金領収証明書」（別紙 3）（以下「領収証書等」という。）を輸入申告の際に提出させるので、<u>申出書及び当該領収証書等の記載内容（正味数量及び納付金額）</u>と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</u></p> <p>なお、</p> <p>ア) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第 8 条第 4 項に基づき、米穀等の輸入者より申出書の変更の申出があった場合（納付金不足額の追加納付の場合）は、<u>総合食料局は米穀等の輸入者に納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」（以下「変更申出書」という。）（別紙 4）の写しを交付し、変更申出書及び納付金の領収証書等</u>を輸入申告の際に提出させるので、<u>変更申出書及び当該領収証書等の記載内容（正味数量及び納付金額）</u>と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ) 令第 8 条第 6 項に基づき、農林水産大臣が申出書又は変更申出書の記載事項に誤りがあると認め、当該申出又は変更申出に係る納付金の額を決定した場合は、<u>総合食料局は米穀等の輸入者に、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知</u></p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

正後	改正前
<p>「知書」(以下「決定通知書」という。)(別紙 5)を交付し、当該決定通知書及び納付金の領収証書等を輸入申告の際に提出させるので、<u>当該決定通知書及び当該領収証書等の記載内容(正味数量及び納付金額)</u>と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>及び (省略)</p> <p>法第 45 条に基づき納付金を納付して麦等の輸入を行う場合については、に準じて行うものとする。ただし、この場合の申出書、変更申出書及び決定通知書の様式については、それぞれ別紙 6、別紙 7 及び別紙 8 によるものとする。</p> <p>なお、関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする場合については、<u>地方農政局等は、当該麦等の輸入者に特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入である旨を記載した申出書の写しを交付し、輸入申告の際に提出させるので、当該申出書の写しの記載内容と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</u></p>	<p>「書」(以下「決定通知書」という。)(別紙 5)を交付し、<u>決定通知書及び納付金の領収証書等を輸入申告の際に提出させるので、決定通知書及び当該領収証書等の記載内容(正味数量及び納付金額)</u>と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>及び (同左)</p> <p>法第 45 条に基づき納付金を納付して麦等の輸入を行う場合については、に準じて行うものとする。ただし、この場合の申出書、変更申出書及び決定通知書の様式については、それぞれ別紙 6、別紙 7 及び別紙 8 によるものとする。</p> <p>なお、関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする場合については、<u>総合食料局は当該麦等の輸入者に特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入である旨を記載した申出書の写しを交付し、輸入申告の際に提出させるので、申出書の記載内容と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</u></p>
<p>3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、総合食料局又は<u>当該疑義が生じた米麦等に係る通關を行つ税關の所在地を管轄する地方農政局等</u>と協議の上処理することとする。</p>	<p>3 通關の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、総合食料局又は<u>最寄りの地方農政局、北海道農政事務所、地方農政事務所並びに沖縄総合事務局</u>に協議の上処理することとする。</p>
別紙 1 (省略)	別紙 1 (同左)

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

正後	改正前
<p>(別紙 2)</p> <p>〔規則別記様式第 2 号〕</p> <p>米穀等輸入納付金納付申出書 (兼米穀等輸入納付金納付調書)</p> <p>年 月 日</p> <p><u>農政局長 殿</u></p> <p>住所 氏名 印</p> <p>米穀等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>【略】</p>	<p>(別紙 2)</p> <p>〔規則別記様式第 2 号〕</p> <p>米穀等輸入納付金納付申出書 (兼米穀等輸入納付金納付調書)</p> <p>年 月 日</p> <p><u>農政事務所長 殿</u></p> <p>住所 氏名 印</p> <p>米穀等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>【略】</p>
<p>(別紙 3)</p> <p>米穀等輸入納付金領収証明書</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 様</p> <p><u>農政局長 印</u></p> <p>下記の金額について、米穀等及び麦等輸入納付金として納付されたことを証明します。</p> <p>【略】</p>	<p>(別紙 3)</p> <p>米穀等輸入納付金領収証明書</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 様</p> <p><u>農政事務所長 印</u></p> <p>下記の金額について、米穀等及び麦等輸入納付金として納付されたことを証明します。</p> <p>【略】</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

正後	改正前
<p>〔規則別記様式第 3 号〕</p> <p>米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼納付金増減額算定調書)</p> <p>農政局長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 印</p> <p>年 月 日付けで提出した米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>【略】</p>	<p>〔規則別記様式第 3 号〕</p> <p>米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼納付金増減額算定調書)</p> <p>農政事務所長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 印</p> <p>年 月 日付けで提出した米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>【略】</p>
<p>〔規則別記様式第 4 号〕</p> <p>米穀等輸入納付金決定通知書</p> <p>年 月 日付けで提出された米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書(納付に係る変更申出書)については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。</p> <p>農政局長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>農政局長 印</p> <p>【略】</p>	<p>〔規則別記様式第 4 号〕</p> <p>米穀等輸入納付金決定通知書</p> <p>年 月 日付けで提出された米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書(納付に係る変更申出書)については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。</p> <p>農政事務所長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>農政事務所長 印</p> <p>【略】</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

正後	改正前
<p>〔規則別記様式第7号〕</p> <p>麦等輸入納付金納付申出書 (兼麦等輸入納付金納付調書)</p> <p>農政局長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 印</p> <p>麦等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第14条において準用する第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>【略】</p>	<p>〔規則別記様式第7号〕</p> <p>麦等輸入納付金納付申出書 (兼麦等輸入納付金納付調書)</p> <p>農政事務所長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 印</p> <p>麦等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第14条において準用する第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>【略】</p>
<p>〔規則別記様式第8号〕</p> <p>麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼納付金増減額算定調書)</p> <p>農政局長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 印</p> <p>年 月 日付けで提出した麦等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第14条において準用する第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>【略】</p>	<p>〔規則別記様式第8号〕</p> <p>麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼納付金増減額算定調書)</p> <p>農政事務所長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 氏名 印</p> <p>年 月 日付けで提出した麦等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第14条において準用する第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>【略】</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

正後	改正前
<p>〔規則別記様式第 9 号〕</p> <p style="text-align: right;">(別紙 8)</p> <p>麦等輸入納付金決定通知書</p> <p>年　月　日　　年　月　日 　　月　日　　月　日</p> <p>殿　　殿</p> <p>農政局長　印　農政事務所長　印</p> <p>【略】</p>	<p>〔規則別記様式第 9 号〕</p> <p style="text-align: right;">(別紙 8)</p> <p>麦等輸入納付金決定通知書</p> <p>年　月　日　　年　月　日</p> <p>　　月　日　　月　日</p> <p>殿　　殿</p> <p>農政事務所長　印</p> <p>【略】</p>